

平成 26 年 7 月 25 日
(一社)愛媛県警備業協会

愛媛県警察本部と(一社)愛媛県警備業協会との「犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり等に関する協定」の締結について

1 趣旨

子ども女性対象の声掛け事案や高齢者対象の特殊詐欺などの各種犯罪抑止活動や大規模災害発生時の支援活動などを推進する包括協定を締結することにより、安全で安心なまちづくりを促進しようとするもの。

2 日時

平成 26 年 7 月 24 日(木) 10:00~10:30

3 場所

松山市南堀端町 2 番地 2

愛媛県警察本部 5 階 幹部会議室

4 出席者

(1) 愛媛県警備業協会

内田 協会長

高岡 副会長

(2) 愛媛県警察本部

川邊 本部長

阿部 生活安全部長

森岡 警備部長 他

5 あいさつ要旨

(1) 愛媛県警備業協会会長

愛媛県警備業協会は、昭和 47 年設立され、現在会員 84 社、警備員約 4,300 人を擁し活動しておりますが、「安全・安心を担う」という業務の性質上、一般の方々と比べ事件、事故の現場に遭遇するという確率は極めて高く、それゆえに今回の協定をいかに実践していくかが、我々に課せられた今後の課題と考えております。

今回、当協会に対し、高い期待と信頼をいただいたことは、大変誇りに思っており、今後とも愛媛県警察との連携強化に努め、我々にできることは時期を失することなく実践し、社会の安全・安心に更に寄与していきたいと考えております。

(2) 愛媛県警察本部長

昨今の治安情勢を見ますと、犯罪の発生は10年間減少傾向にはあるものの、女性・子供に対する声掛け事案、ストーカー、振り込め詐欺の多発など、数字上の治安回復と、体感治安の回復にはまだまだ温度差が感じられるところでもあります。

こうした中、警察では「防ごう犯罪、守ろう愛媛」をスローガンに各種施策に取り組んでいるところですが、警察の有する人員・装備には限りがあり、そうした中で県民の安全・安心を確保するため昼夜活動している警備員のお力をお借りできることは大変心強く、また、頼もしく感じているところでもあります。

関係各位におかれましては、本日の協定を機に、今後一層、連携を密にして各種活動にご尽力いただきますよう、お願いを申し上げます。

6 協定の概要

(1) 協定の目的（第1条）

本協定は、甲（一般社団法人愛媛県警備業協会）及び乙（愛媛県警察本部）の相互理解による高い信頼と協力関係に基づき、甲の業務の特性を活かした犯罪防止等のための自主活動を推進することにより、県民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(2) 推進事項（第2条）

- ◇ 安全・安心に関する広報啓発活動
- ◇ 子ども、女性及び高齢者の緊急時における保護活動及び乙（警察）への通報
- ◇ 不審者情報及び犯罪・事故の目撃時における乙（警察）への通報
- ◇ 特殊詐欺をはじめとする各種犯罪被害防止活動
- ◇ その他犯罪の起きにくいまちづくりに資すると乙（警察）が認める活動
- ◇ 大規模災害発生時における要救助者等の救助活動への支援及び被災情報の警察への通報

7 その他

今回の締結式には、地元新聞、テレビなど多数の取材があり、ニュース等で大きく報道されました。

【調印の様様】

